

令和2年7月15日

社会福祉法人 長岡福祉協会
理事長 田宮 崇

給食業務 見積要綱書

1. 見積概要

見積は1回のみを予定しておりますが、参加企業各社様からの見積結果によって再度お願いする場合があります。

受託者の選定においては、公募型企画提案方式により最適な提案内容をご提示頂いた企業様に発注する事とします。最安値でも品質担保等の提案内容が不十分であると委託者が判断した場合、見積提示額が最安値ではない企業様が選定される場合もございます。

2. ご依頼内容

(1) 見積対象

給食の調理及び提供方法は、福祉プラザさくら川地下1F調理室利用調理方式とし、別添資料「給食業務委託の仕様書」に記載の給食調理業務となります。

(2) 応募資格

応募にあたっては、下記条件をすべて満たすことが条件となります。

- ① 東京都内に本社または事業所があること。
- ② 給食の調理及び提供方法は、福祉プラザさくら川地下1F調理室利用調理方式とすること。
- ③ 食品衛生法による営業の許可を有しており、食品衛生法に規定する罰則を過去10年以内(平成22年度以降)受けておらず、食中毒等による営業停止処分を受けていないこと。
- ④ 仕様書で対象としている全施設へ食事提供できること。
- ⑤ 過去10年以内(平成22年度以降)に医療法人または社会福祉法人が運営する施設等において、給食業務の受託実績があること。
- ⑥ 災害危機に備えた危機管理体制が整っていること。
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年度政令16条)第167条4の規定に該当しない者
- ⑧ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者もしくは再生手続き開始の申し立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑨ 本件の公示日から選定までの期間に、東京都の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- ⑩ 当法人の理事長及び理事若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等内の姻族)が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でない者。

(3) 依頼内容

開示資料をもとに、下記(5)見積書・企画提案書等の作成・提出となります。

(4) 開示資料

- ① 給食業務 見積要綱書 (本資料)
- ② 別紙1 給食業務委託の仕様書 (さくら・ばら・はつらつ 3部あり)
- ③ 別紙2 施設別状況一覧表
- ④ 別紙3 厨房機器配置平面図・リスト表

※参加申込書を提出した業者に対し、別紙3を e-mail にて送信します。

(5) 提出書類

各種様式等は当法人のホームページからダウンロードするものとし、提出方法は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則追跡可能なレターパック等の郵送となります。

- ① 7月22日(水) 期日 参加表明書提出時
参加表明書 様式1

- ② 8月7日(金) 期日 企画書・見積書提出時
 - A 参加申請書 様式2
 - B 誓約書兼承諾書 様式3
 - C 企画提案書 様式4
 - D 委託料見積書 様式5
 - E 施設別見積書内訳 様式6
 - F 食品営業関係証明 様式7(法令違反による行政処分がなかったことの証明)
 - G 質問書 様式8
 - H 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
 - I 会社概要及び担当者名 (会社案内、パンフレット、名刺等)
 - J 登記簿謄本 (発行日から3か月以内のもの)
 - K 第三者委託についての書面

対象業務の提供に際し、それに関連する業務で貴社以外の企業に関わる場合(例：業務の一部を提携先企業に委託)、該当企業名やその対象業務について、開示願います。なお、委託企業に起因する事象で当法人が損害を被った場合、損害の一切の責任は参加企業が負うものとします。

(6) スケジュール

見積提出締切日までに提出書類一式を提出いただき、提出頂いた見積内容を審査の上、面談をさせて頂き、委託先の決定となります。

- A 参加表明書提出締切り 7月22日(水)
- B 質問受付期間 ※1 7月23日(木)～8月4日(火)
- C 福祉プラザさくら川調理室現地見学会 7月27日(月)～30日(木)
(日程は個別調整)
- D 見積提出締切り 8月7日(金) 17時厳守
- E 面談 ※2 8月17日(月)～19日(水)
- F 結果通知 ※3 8月下旬目途
- G 法人と詳細協議・一括契約締結 9月上旬～中旬
- H 委託業務契約期間 令和2年10月1日～令和3年9月30日
(1年契約継続契約は自動更新2回迄)

- ※1 質疑に関しては、所定のフォーマット（様式7）をご利用ください。質問に対する回答は、原則として参加表明書を受領したすべての企業様に通知します。なお、提出書類の受領確認等、不要不急の要件によるお電話でのお問い合わせはご遠慮願います。
- ※2 見積評価において、一定の評価を得た企業様には個別に面談を実施させて頂く予定です。面談の内容は、見積・提案内容の確認、必要に応じて仕様の調整等を想定しております。日程は上記日時で調整させていただきます。
- ※3 選定結果は、8月下旬を目途に各企業担当者様宛に、書面またはそれに代わる方法にて通知させていただきます。選定結果に関する質疑及び異議の申し立てはお受け致しかねます。

(7) 資料提出及び問い合わせ先

電話でのお問い合わせはご遠慮頂いておりますのでご了承下さい。

社会福祉法人 長岡福祉協会 首都圏事務局 (担当：高橋)

住所：〒105-0004 東京都港区新橋6丁目19番2号

連絡：TEL 03-3433-0180 / FAX 03-3433-7320 / e-mail jun_takahashi@nagaokafk.com

3. その他

(1) 引継ぎ期間

取引予定者は一定の期間で、引継ぎ業務を行うこととします。同期間中の費用は取引予定者の負担とし、期間、実施注意事項等の詳細は、協議の上、別途決定するものとします。

(2) 試用期間

契約後、一定期間（3か月程度）において、取引予定者が本見積依頼書に定義する業務を行う、または要件を満たすことができないと判断した場合、契約後であっても当法人が一方的に契約を打ち切ることができるものとします。

(3) 情報の取り扱い

参加に際して知り得た機密情報等について、他に漏洩しないものとし、見積終了後も同様とします。万が一、情報漏洩により当法人に損害が生じた場合は、その損害の一切の責任を参加企業が負うものとします。

(4) 審査の無効

見積書に社印の捺印が無いものは見積を無効とし、審査対象から除外致します。参加企業間での事前話し合い等、競争原理の精神ならびに商道徳に反するような行為が認められた場合は、該当企業の見積を無効とし、審査の対象から除外致します。

以 上